【資料1-4-1-1】

【措置の内容】

- I 法律上の手当てを必要とするもの
- 政令上の手当てを必要とするもの
- Ⅲ 省令・告示上の手当てを必要とするもの
- Ⅳ 訓令又は通達の手当てを必要とするもの

【措置の分類】

a :全国規模で対応 (要望内容について、全国規模での対応を図ることとしており、遅くとも平成18年度中に実施するものであって、対応策が明確であるもの) b :全国規模で検討 (要望内容について、

・実施を前提に既に検討に着手しているものの、①対応策が不明確であるもの、②実施時期が不明確、若しくは平成19年度以降のもの・現在検討は行っていないものの、①今後検討を予定されているもの、②今後検討に値すると考えるもの)

c : 全国規模で対応不可 (要望内容について、全国規模での対応不可能であるもの)

d : 現行制度下で対応可能 (要望内容について、現行の規定により対応可能であるもの)

e : 事実誤認 (要望内容について、規制自体が存在しないなど事実誤認のもの)

f : 税の減免等に関するもの (要望内容について、税の減免、補助金等、従来型の財政措置に関するもの等)

			当 拉	会の要望						计	か に	回答(一次回答)		各省庁の回答(二次回答)			
番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的 事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	制度の 所管 官庁等	回答者	該当法令等	制度の現状	措置の	措置の内容	措置の概要	規制改革民 間開放推進 室からの 再検討要請	回答者	措置 の 分類	措置	
		港湾としたのでは、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番		外へ係税課日産るが境入れ重さるよ担すその航入税等の諸」、れ籍がまとの情報で見るがはるのはるのがにています。これのででででででいるとのではいれれてででというでは、でははしいででいるでは、でははしいででいる。この徴もでははしいででははしいででいる。この徴もでははしいででははしいででいる。この徴もでははしいででははしいででいる。というでは、では、ているというでは、では、この後もでは、では、では、この後の、では、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、			総務省	該当なし	船舶に係る協会とは、当時のでは、当時では、当の状に在するに対しては、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方	f	I	単に税の減免や特例措置を求めるものである。		総務省			
1	冷房税 に諸び に諸の 金化	諸料金(入岸等) の徴ならない の数な方としい のではない がない がない に で に は り は り に り に り に り に り に り に り に り に		使途が明確化されている。しかし、わが国では、目的も使途さらく不明確であり、さらに、「とん税」は国税(財務省)、「特別とん税」は地方贈与税(港湾所在の市町村)、「入港料」は港湾管理		総務省財務省国交省	財		外国貿易船の開港 への入港にはとん税 及び特別とん税を課 す。	f	_	税制改正要望であり、規制緩和にはあたらない。	再検討要請出されず	財務省			

			当協	る会の要望					各省	ì庁(の回	答(一次回答)	規制改革民			各	-省庁の回答(二次回答)
番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的 事業の 実施内容	┃ 要望理由	その他 (特記事項)	制度の 所管 官庁等	回答者	該当 法令等	制度の現状	の	措置の内容	旧世の佩女	間開放推進室からの再検討要請	回答者	措置 の 分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)
		制度の適正 化を図るこ と。		はに、 を関係をあいる。 を関係をあいる。 を対してはいる。 を対してはいる。 を対してはいる。 を対してはいる。 を対してはいる。 を対してはいる。 を対してはいる。 を対してはいる。 を対してはいる。 を対してはいる。 を行うべきでいる。 をでい。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでい。			国交省	港湾第4 4条湾 1 4条湾の2第 4条 4条、法 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	入港は、 港料にからいる。 港科にがののでは、 海では、 を対してのででである。 では、 を対しているででである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			制度の現状にも記述している通り、現行の制度により対応可能となっている。		国交省			
		原基妥証さ公金等た的にある。 一直ではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	外頭にる等付額価却繕管費害引金貿公お岸の料は償、費理、復当貨埠社け壁貸の減修、災旧	来称の を で が が が が が が が が が で に で の に し よ が 指 に に は た も に は た が は に に は に は に に は に に は に に は に に に は に に に に に に に に に に に に に	昨ス枢委/管あるに社あめタ金は・ 年一港員GTサ検お側るらーに公 度パ湾会港運に部て張度なーに公 に一選の湾営関会、航認公ルてー 中定Wののす会船が認社料	国 な 少	国六	外留埠頭公	外貿埠頭公社にお 関 受 受 受 受 の貸 が で 理 で で で で で で の の の の り の り の り の り の り の			公社埠頭の貸付料は、埠頭公社と船社等との間で結 ぶ岸壁等賃貸借契約による民間契約で決定されてい る。しかし、公社が原価を大きく下回る岸壁等貸付料 を設定することは、公社の経営を危うくし、埠頭整備 に係る債務償還に支障を来すおそれがある。また、 原価を上回る貸付料を設定することは、公益法人の 本来の目的を逸脱するばかりか、船社等の経営を不 当に圧迫するおそれがある。 このような観点から、国は岸壁等貸付料の算定基 準を定めると同時に、国土交通大臣に届けられた貸 付料については、是正が必要な場合には、変更命令	回付て原義は難あ柔力を必と港者社者追答料も価の対なり、軟的図要か湾、等が頃にに現回運応場今かなつがら、管埠の連いはお状収用が合後つ対しあ国理頭関携がり、の主で困もは弾応くる、	国	7		埠頭公社のコンテナ埠頭の運営効率化を図る ため、民間のノウハウが活用される運営方法

			当協	会の要望					各省	庁	の回	答(一次回答)	規制改革民			各	·省庁の回答(二次回答)
두		要望内容	具体的 事業の 実施内容		その他 (特記事項)	制度の 所管 官庁等	回答者	該当 法令等	制度の現状	措置 の 分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	間開放推進 室からの 再検討要請	回答者	措置 の 分類	措置 の 内容	措置の概要 (対応策)
	等のでは、おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお	11回催パ湾会理り検取たやす10にさー選港運に計り施かる6よりた収表ののすりにのでは、11を12を12を12を12を12を12を12を12を12を12を12を12を1	でのをし頭がて、一環境をはいる。	よのでは、水頭制とをでは、水頭制とをできまるでは、水頭制とをできます。これでは、水頭制とをできます。これでは、水頭制とをできます。これでは、水頭制とをできます。これでは、水頭制とをできます。これでは、大道では、大道では、大道では、大道では、大道では、大道では、大道では、大道	りにおめ回柔もれのさ今部緩がの弧し和迫しなりに収軟視て方れ回会和出事書でのるい、は主な野い針たはでのさ実で規実でも、義運にくがの検規方れを追制現めきの原の用入と示で討制針た括記緩をなてた価の用入と示で討制針と括記緩を		文省 Table Ta	項	用額の合計を基準とし、かつ、岸壁等に係る外貿埠頭の建設に要した資金の償金の償金を考慮して、埠頭のでである。社がである。	D		なお、国において、国際競争力の強化・確保を図るため、岸壁整備への国費の投入、無利子貸付の拡充、税制等の支援施策を実施しており、公社埠頭の貸付料の低減に寄与しているところである。また、厳しい国際競争下で市場が価格を決定する動きが広がりつつある中では、貸付料においても現状の原価回収主義の運用では対応が困難な場合もあり、今後は柔軟かつ弾力的な対応を図っていく必要があることから、国、港湾管理者、埠頭公社等の関係者が連携し、埠頭公社の果たす役割、借入金の償還及び財務状況等について考慮しつつ、積極的に幅広い検討を行っていくこととしているところである。	「果借還状いつ幅をこるるが容の期再た場た入別で、広行とと」、及目)回いいす。金寸金び等積いつとこと検び処に答。12代の財に慮極検ててであ討検(いさい)をでしてい割償務つつに	Na Carlo Ca	ם		を検討し、平成18年度以降、適切に対応してまいりたい。
3	稼動損 失保険 の海外 付保の	19りのは付化不保直自ての動に外由996日、船海保さ稼険接由いた損つ付化年本体外がれ動は付化なめ失い保す4籍保直自が損海保さい不保てをるよ船険接由が失外がれこ稼険海よ船		船体保険をするで失外が、保険をは保険を合け、つで失けが、保保体のが、のでは、のでは、のが、のでは、のが、のでは、のが、のでは、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、		金融庁	金融庁	保険業、186条 第条、第一 9条、第一 16条 16条	1996年4月より、日本国籍の船体保が、高田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田	С		船体保険の海外直接付保の許可制の撤廃は、ウルグアイ・ラウンド金融サービス交渉の議論等を踏まえて、我が国をはじめとする先進国が採択した「金融サービスに係る約束に関する了解」に基づいて例外的に措置されたものであるが、不稼動損失保険については各国間での議論が行われておらず、我が国のみで海外直接付保の許可制の撤廃の措置を講じることは、保険契約者保護の観点から困難である。		金融庁	С		海外直接付保については、保険会社の監督に係る相互承認制度等の国際的な監督の枠組みがないなか、十分な保険契約者保護を図るため、国際間協定に基づくもの等を除き、許可にかからしめているところ。よって、各国間の合意のない不稼動損失保険について、措置を講じることは困難である。

	当協会の要望								各省	庁(の回]答(一次回答)	規制改革民			各省庁の回答(二次回答)	
番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的 事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	制度の 所管 官庁等	回答者	該当 法令等	制度の現状	の	措置の内容	11世の佩女	間開放推進 室からの 再検討要請	回答者	措置 の 分類	措置 の 内容	措置の概要 (対応策)
4	船建可たのき層素の許当て続一簡	船許続化は討れO定た船整を許抜しこで効な願船可きに、がてCが際舶法含可本をと、後見いの申のつ現進いD発に建のむ制的行で同速直し建請簡い在める造効、造改建度見とる定かをい造手素で検ら、船し臨調廃造の直のの発、お。		当国全と船和船2,50区航のと造通なとる意思近の国に行はれ該のなりのでは、1000での大けさの、、1000での大いのでは、1000での大いのでは、1000での大いのでは、100ででは、		国交省	国交省	臨時船舶建 造調整法第 2条及び第 4条	我発目業からの船域行るす造通なれるとを事のの出場である。との単位を発生を発生を変わられば、大きののは、大きののは、大きののは、大きののは、大きののでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	b	I	商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の発効後、可及的速やかに臨時船舶建造調整法の改廃を含む建造許可制度の抜本的な見直しを行う。	「常正条を分別見てれのでは、一番に常性は、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	国交省	Ь		未定。ただし、我が国は平成6年12月に締約 済み。
		現在「特定の 輸出に関す		有移で定自をがか適運構造のは、船とののは、一制で船といいのでは、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切				のすル 「乗出制法第条制に一」 宇物入には第二十二 宇等等は第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	船舶法第1条に規定に規定で規定である。 船舶法第1条配び②のではであるでのでは、次の①及びづけにができたがでは、バ項に対対では、がでは、がでは、がでは、ができたができたが、は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で			・有害物質の種類・分量が分からぬまま当該船舶が他国に輸出される場合、当該物質の適正な処理の実施が困難となることは明白であり、輸入国における環境汚染を引き起こしかねない。そのためバーゼル条約では廃棄物の名称や重量等の情報を関係国に提供することを義務付けているところであり、バーゼル法等の手続きを行わず輸出することは、人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とし、有害廃棄物等の国内処理の原則を掲げるバーゼル法やバーゼル条約の趣旨に合致しない。・解撤目的船舶の取扱いについて、バーゼル条約締約国会議での議論が結論に達しておらず、国際海事機関 国際労働機関を交叉た検討が行われているの		経産			

			当協	会の要望					各省	î庁(り回	答(一次回答)	規制改革民			1	各省庁の回答(二次回答)
番号	· 要望事項 · (事項名)	再也由泰	具体的 事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	制度の 所管 官庁等	回答者	該当 法令等	制度の現状	措置 の 分類	の	旧世の佩女	間開放推進 室からの 再検討要請	回答者	措置 の 分類	の	月旦の似女
5	解のにさ船バル基輸続廃物出るのゼにく手の	る下ル管庁11達撤し船つ船べ害含出手要るゼ法、法すは年に等たのい舶ス廃む申続と。ル律バ)る、5よを日輸てがト棄場請きしこ法(一を各平月り目本出当ア等物合等がてのに(中の省成の、的籍に該スのを、の必、一基以ゼ所省成通解と		ま去が行生ゼ議にいし事関上た策て況重わちれをあまる条は用明お関協切の検る、対国の書いがより、納にのた約には明明な関協切の検る、対国の書いが、のた約には明明が、調な現計に、対国の書いが、対しのた約約に結国第つの組ますのとと、違質にの題が会船にを海側環撤解ととなり、は、違いは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		経産省環境省	压省	法項第出令35 解3 (48税条法輸理の35の 解める承しのでのである。 (4) を輸出のでは、10 (4) を輸出のでは、10 (5) を輸出のでは、10 (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5)	①解撤等は の条約が のの のの のの のの のの のの のの のの のの の			は事実であるが、今のところ結論は見えていない状況にあり、バーゼル条約で規制する有害物質を含む船舶を解撤目的として輸出するに際して、現行のバーゼル条約及びバーゼル法で解釈しうる措置を行うことが必要である。・また、実質的に解撤目的での輸出が困難とのことだが、有害物質の種類や分量については、アスベストやPCB等想定される有害物質について含まれていると考えられる箇所についてサンプル試験等により含有状況を把握することは可能と考えられ、バーゼル法の手続を経れば輸出は可能であることから、同法に基づく手続きを踏まれることが必要と思料。	再検討要請出されず	在省			
		でいた輸出を要望する。		中間の 一局へが ののの ののの ののの ののの ののの ののの ののの の			環境省	バーゼ第1 第2条輸出令35 現、輸理の35 の2 バーゼ第1 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4	るものであるか、 ものであるかい がまりるものであるが、 であるが、 ではででが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 の	С	-	バーゼル法の規制対象となる船舶についての解撤目的の輸出は不可能ではなく、バーゼル法の手続きを経れば可能である。バーゼル条約では、特定有害廃棄物等を輸出する際には、輸入国・通過国への事前通告と同意取得、環境上適正な処理がなされることの確認、移動書類の携帯等の必要な措置を義務づけている。輸出申請に対しては、同条約の国内担保法であるバーゼル法に基づき、輸入国・通過国への事前通告・同意所得、環境汚染防止のために必要な措置が講じられているかの確認等、バーゼル条約で求められている必要最低限の措置・手続き等を経て輸出承認を行うこととしており、これ以上の手続きの簡素化は同条約に反することとなるため不可能である。このため、輸出に当たっては同法に基づく手続きを踏まれるようお願いする。		環境省			
		日本籍船で					警察庁	刑法第185 条、第186 条	いわゆるカジノにつ いては、刑法の賭博 罪との関係から、そ の実施に当たって は、新たな立法措置 が必要である。	С		カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。また、カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響、風俗環境の悪化等が懸念され、カジノの実施を検討する場合には、これら諸問題を十分に考慮することが必要である。したがって、カジノを実施するための立法が検討される場合には、警察庁としては、これらの治安上の観点から、その議論に加わり、必要な意見を申し述べて参りたい。		警察庁			

			当協	会の要望					各省	î庁(の回]答(一次回答)	規制改革民			名	省庁の回答(二次回答)
番号	要望事項(事項名)	亚伯马克	具体的 事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	制度の 所管 官庁等	回答者	該当 法令等	制度の現状	の	措置の内容	月旦の似女 (分内体)	間開放推進 室からの 再検討要請	回答者	措置 の 分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)
6	日本籍船でのカジノの自由化	は現所されかがな所でいますがながながながいの法とは、いっぱいのでは、ついでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、いいでは、いいで		国民への健全な娯楽を提供し、クルーズ 客船事業の振興を図るため、日本籍船でのカジノの自由化を 行うこと。		警察庁法務省	法務省	は、3年以下の 懲役に処する (刑法第186	カジノに係る行為は、 刑法第185条・ 第186条に規定する 罪の構成要件に 該当しうる行為であ る。		I	b:全国規模で検討中 刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すことはできない。カジノの特別立法については法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの省庁において、カジノを法制化する法律を立案することとなれば、その内容について、法務省が個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。	再検討要請出されず	法務省			
7	内が が が が が が が が の が の が の が の が の が の の が の の の の の の の の の の の の の	モトニ・トレシオ度年すが、アンスをは、アンスをは、アンスをできません。のでは、アンスをはない。アンスをは、アンスをはない。アンスをは、アンスをはないが、アンスをはない。アンスをはないが、アンスをはないが、アンスをはないが、アンスをはないが、アンスをはないが、アンスをはないが、アンスをはないがないが、アンスをはないがかり、アンスをはないが、アンスをはないが、アンスをはないが、アンスをはないが、アンスをはないが、アンスをはないが、アンスをはないがからいのではないが、アンスをはないが、アンスをはないが、アンスをはないが、アンスをはないがのではないが、アンスをはないがのではないのではないがのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではない		モ海ラ自期し同上ラ船車態離い体レさよモ海ラ車かる る る る る る る る る る る る る る る る る る る		国交省	交	道路運送 通法第61 条	貨物自動車(車両総 重量8トン超)の検査 証の有効期間は、1 年ごとである。	С		自動車検査証の有効期間については、国土交通省の「自動車の検査・点検整備に関する基礎調査検討会」において、有効期間の延長を判断するための調査を行い、本年3月にその結論を得た。その結論を踏まえ「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(改定)」において、「自動車の検査・点検整備制度の在り方について検査対象車種全般に亘り総合的に検討を行った結果、小型二輪車の自動車検査証の有効期間については、初回2年を3年に延長が可能」とされたところであり、トレーラ等の四輪車の有効期間については現行の1年の期間で適当との結論を得ている。	要「ラ陸離た自をレ(引でう連うさいた望般ク上が、体持一ツさあ指しなれてだあり、上短い中が、体持・ツさあってだがらに行い、一動が、にど討か答となる、べいまシカトを付い、よなつ、		С		被牽引車を含む自動車の劣化は走行距離によるものだけでなく、経時劣化によるものもあり、また、海岸部における塩害等自動車の使用状況によっても異なるものであることから、単に走行距離が短いことにより検査期間を延長できるものではない。

			当協	会の要望					各省	扩	の回]答(一次回答)	規制改革民			4	各省庁の回答(二次回答)
番号	要望事項(事項名)	具体的 要望内容	具体的 事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	制度の 所管 官庁等	回答者	該当 法令等	制度の現状	の	置ける	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	間開放推進 室からの 再検討要請	回	措置の分類		担旦の概安
8	内送レラシシ庫す定直航用――ャのにるのし輸ト・―車関規見	内シ上は車負者れのとれ現はにた送に車ス数きるるうラシか区航ャに、庫担にる車んて在利そめ用つ庫ペ台るべ。し一のらの輸一お登確が強一庫どおの用ぐ、シいー一登よきさた・・特港公送少い録保所い方は利ら規実わ内ャて台ス録うでにレッ殊頭共用運て用の有ら、ほ用ず制態な航一はのでです。こ一性地用		自車所ら用シト適しシ用港限常もへ1におが地りラ倍必め資利に態力動庫をなトにラ用内一態地れ海るドずえる出方質シ車と干るさい合理のに保が一い同れ輸の、のか輸レヤの港一地必取一のるダ上るはて保よし、ラで様では、から、上トシの港一地必取一のるダ上るはでは、また、のでは、から、ののでは、から、というのでは、からであれてせば、は、ののでは、のののでは、というのでは、からでは、して、ののでは、からでは、いいののでは、からでは、いいののでは、からでは、いいののでは、からでは、いいのでは、い		警国察交	察	自動車の保 管場所の関 等に は 第3 条	は外当場ばて 条自は業規利供て貨業運で数のを項保のれり、の該所ない道第動貨法定用すは物法送事が置業す場行いの上に車保い 運に送用事の上に車保い 運に送用のはのは、一次では、一条では、一条では、一条では、一条では、一条では、一条では、一条では、一条			平成16年中における路上に駐車中のトレーラー・シャー シに対する追突による人身事故は、32件(死者7人、天 後、 天 後、 大	特えが背港い登に一す否改さたの公スのジ複すので事つで、をるで事ので、、というでは、いかれい。		С		港頭地区の公共バースの後背地を保管場所とすることについては、道路上の場所以外の場所であをて、独占排他的に保管場所として使用の本拠の位置との間の距離等の要件を高されているのであれば保管場所として記め事中のトレーラー・シャーシャの追突(人身)事故の発生が後を絶たなシャーシャの追突(人身)事故の発生が後を絶たなシャーシャの追突(人身)事故の発生が後を絶たなシャーシの追突(人身)事故の発生が後を絶たなシャーシの追突(人身)事故の発生が後後を絶たなシャーシの追突(人身)事故の発生が後後を絶たなシャーシの追突(人身)事故の発生が後後を絶たなシャーシの追突(人身)事故の発生が後後を絶たなシャーシの追突(人身)事故の光度できないこと、「復せると等を踏台と、「後では、「後では、「後では、「後では、「後では、「後では、「後では、「後では
		バ背 フェ RORO RORO RORO RORO RORO RORO RORO R		する規制を見える。 車庫複うに、、スき を見ってる。またである。 である。 であたり、 であるであたり、 であるであるである。 であるであり、 であるであり、 であるであるであり、 であるであり、 であるであり、 であるであり、 であるであり、 であるであり、 であるであり、 であるであり、 であるであり、 であるであり、 であるであり、 であるであるである。 であるであるである。 であるであるである。 であるであるである。 であるであるである。 であるであるである。 であるであるである。 であるであるである。 であるであるである。 であるであるである。 であるであるであるである。 であるであるであるである。 であるであるであるであるである。 であるであるであるである。 であるであるであるである。 であるであるであるであるである。 であるであるであるであるである。 であるであるであるであるである。 であるであるであるであるであるであるであるである。 であるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるで			国交省	自管保 動場 事所 関等 は 等 は 等 は り り り り り り り り り り り り り り	自動車の保有者は、 当場所を確保しないことと動車の保存のないことと動車のないことと動車のは、 運送事庫の連盟は、 運送事の車車をである。 登事業者の でである。 でである。 でである。 でである。 でである。	C	_	船内及び港頭地区の駐車場にあるシャーシの数は、景気変動、季節波動、トラック事業者の内航輸送の利用状況等により変動するものであり、その数をあらかじめ特定することはきわめて困難であるため、その数を見込んで車庫1か所あたり複数のシャーシの使用を認めることはできない。仮に、船内及び港頭地区の駐車場にあるシャーシの数を特定することができたとしても、車庫1か所あたり複数のシャーシの使用を前提とする事業計画は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の趣旨に反するものであり、貨物自動車運送事業法上も認められない。なお、フェリー会社等が確保しているシャーシ置場や市の港湾局が提供する港湾用地等の陸上の駐車スペースについては、貨物自動車送事業者が当該土地の所有者と賃貸借契約を締結する等により車庫として使用する権原を取得すれば、事業計画上の車庫として認められ、その分については別途車庫を確保する必要はなくなる。	│ いて、複数台 │ 登録を可能 │ にするなど、 │ 一部で緩和	国交省	C		1. 仮に、特定の港について複数台登録を可能にする場合、当該港に複数台登録したシャーシが集中したときには駐車スペースを確保できない事態が生じ、貨物自動車による違法駐車等を引き起こし得るという問題があることから、要望に対応することは困難である。 2. そもそも、自動車の保管場所の確保等に関する法律の規制について措置が手当てされない限り、貨物自動車運送事業法の運用の変更のみでは本件提案の実現は不可能である。 3. なお、フェリー会社等が確保している船内及び港頭地区の駐車場については、貨物自動車送事業者が当該土地の所有者と賃貸借契約を締結する等により車庫として使用する権原を取得すれば、事業計画上の車庫として認められ、その分については別途車庫を確保する必要はなくなる。